

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目		質問内容	回答	
1	実施要領	2. (2)	参加資格要件	プロポーザル参加者名について、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格について、本店情報だけでなく支店情報も登録しているが、本店情報で本プロポーザルに参加することは可能か。また、見積書等への押印に副印を用いてもよいか。	本店名で参加することは可能です。 提案時には、副印を用いることは可能ですが、契約締結の際、契約書には代表者印（実印）の押印が必要となります。
2	実施要領	6	プロポーザル参加表明書等の提出	（様式3）の類似事業受注実績について、実績の信憑として成果品の提出はできないが、証明のため、契約書・仕様書等の提出は必要か？	（様式3）に概要を記載いただき、成果品の添付が難しい場合は、可能な限り、契約書及び仕様書の写しを添付願います。
3	実施要領	6	プロポーザル参加表明書等の提出	「会社概要及び類似事業受注実績」（様式3）について、グループ会社への再委託を想定しているが、申込者の実績に加え、当該再委託先の実績も記入してよいか。	申込者とグループ会社を区分して、記載するのであれば、問題ありません。
4	実施要領	8. (3)	企画提案に際しての注意事項	オ「既存データの活用方法」に「観光客動態調査等の既存データの活用方法」「新規調査との統合及び補完の考え方」とあるが、これは仕様書のどの項目に対応する業務か。それとも、独自提案が期待されている項目ということか。	仕様書に対応する業務ではなく、既存データと本アンケート調査等様々なデータを活用した新たな提案を期待するものです。
5	実施要領	8. (3)	企画提案に際しての注意事項	オ「既存データの活用方法」における「新規調査との統合及び補完の考え方」について、新規調査とは何を指すのか。	新規調査とは、今回業務委託するアンケート調査を指します。
6	実施要領	8. (3)	企画提案に際しての注意事項	企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。オ 既存データの活用に『観光客動態調査等の既存データの活用方法』とあるが、貴連盟より提供可能な既存データにはどのようなものがあるのか。また、それらのデータの収集に際して行った調査の調査地点名、地点数、調査実施期間や配布数、回収数についても教示願う。	当連盟から提供できるデータは、和歌山県が実施している「和歌山県観光客動態調査」のみです。ただ、既存データとしては、省庁等が発表している「宿泊旅行統計調査」や「旅行・観光消費動向調査」「訪日外客統計」「インバウンド消費動向調査」等を想定しています。 なお、「和歌山県観光客動態調査」については、調査結果は公表されていますが、調査項目等については、提示することはできません。
7	実施要領	9. (2)	審査に係る事項	「選定委員会（審査会）への参加人数は、1提案者あたり3名までとする。」とあるが、再委託先想定ของกลุ่ม会社メンバーも参加可能か。	ご認識の通りです。
8	仕様書	3. (1)	調査方法	『観光客の動向（属性・目的・消費活動・再訪意向度・リピーター率・満足度等）を調査するため、インターネット（Google Formsなど）を用いたアンケート調査を行う。』とあるが、和歌山県において過去に同様の調査手法で調査を行った実績はあるのか。実績がある場合は、配架数・回収数・有効票数はどの程度だったか教示願う。	和歌山県において、過去にインターネットを利用した調査を実施した例はありますが、当連盟としては、仕様等については、把握していません。
9	仕様書	3. (2) (3)	調査対象者調査時期及び回収数	回収数3,000サンプルに対する「県内旅行者」と「海外からの観光客」の回収割付数指定はあるか。また、都道府県や国籍、年代別等、属性による割付指定はあるか。	インバウンドは目標とする数の一割程度が望ましいと考えていますが、必須ではありません。 属性の指定はありません。ただし、年齢・性別等の属性について、偏りが無いよう調査いただきたい。

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目		質問内容	回答	
10	仕様書	3. (3)	調査時期及び回収数	『令和8年7月から令和9年3月までの間、四半期ごとに各3,000サンプル、計9,000サンプルを目標とする』とあるが、四半期ごとの目標と年間の目標の両方を必ず満たす必要があるのか。例えば四半期のうちのある1回で3,000サンプルに満たなかった場合に、不足分を他の四半期で回収し、年間で9,000サンプルを達成すれば良いのか。	四半期毎、また、年間の目標それぞれを満たしていただきたいと考えています。
11	仕様書	3. (3) (5)	調査時期及び回収数／地域DMOの参加・協力	(3) 調査時期及び回収数に『令和8年7月から令和9年3月までの間、四半期ごとに各3,000サンプル、計9,000サンプルを目標とする』とあり、仕様書P2の3. 観光客調査(アンケート調査)の概要、(5) 地域DMOの参加・協力を『回収数は1団体当たり2,250サンプルを目標とする』とあるが、この「回収数」はあくまでも回収したすべてのサンプル数であり、分析に使用可能な「有効票」のサンプル数は「回収数」よりも減少しても問題ないか。	「有効票」のサンプル数が「回収数」を下回るのはやむを得ないが、統計調査として成立するサンプル数を確保できるよう努力いただきたい。(できる限り「有効票」が各数値を達成できるよう努力いただきたい)
12	仕様書	3. (4)	調査地点	10地点以上とは、エリア(地域)を指すのか、特定の施設を指すのか？	当連盟と参加地域DMOで調査地点の考え方(広さ)は少し異なると考えています。 例えば、当連盟は、「高野山」を設定した場合、高野山内というエリア(地域)を1地点と考えています。一方、参加地域DMOの場合は、高野山内で複数施設・箇所(例：金剛峯寺、奥之院)を調査地点として設定する可能性があります。 例えば、当連盟の場合は、高野山のフライヤーを1種類作成いただき、それを高野山内の複数施設・箇所において配架することを想定していますが、参加地域DMOの場合は、高野山内において複数のフライヤーを作成いただき、それぞれの施設・箇所において配架することがあり得ると考えています。
13	仕様書	3. (4)	調査地点	現時点で見通しはあるのか。調査地点の選定も事業者からの提案が期待されているのか。	現時点では、調査地点について、確定していませんが、県内各地の観光地等を選定する予定です。なお、調査地点については、事業者からの提案は不要で、当連盟及び参加地域DMOで選定します。
14	仕様書	3. (4)	調査地点	『県観光連盟が県下全域から選定した10地点以上とする』とあるが、各地点で回収数の下限はあるか。もしあるなら地点・四半期ごとに下限の数を教示願う。	各地点における回収数の下限は設定しないが、報告書において、「地点別動向」の分析・考察を求めていることから、一定数の回収数(有効票)を確保できるよう努力いただきたい。
15	仕様書	3. (4)	調査地点	「10地点」として想定する具体的なエリアやスポットを教示願う。	現在選定中であり、具体的な地点をお示しできませんが、一定地域に偏ることなく県内各地を調査地点として設定する方向です。

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目		質問内容	回答
16	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 サンプルの回収数について、県観光連盟と参加地域DMOの地点が重なった（地点が同じになった）場合のカウントは？	県と参加地域DMOそれぞれに共有することに問題はありません。 （それぞれ用にサンプルを回収する必要はない） ただし、当該地点におけるサンプル数の目安は、参加地域DMOのサンプル数（平均75サンプル/期・地点）ではなく、県のサンプル数（平均300サンプル/期・地点）以上を確保することは必要です。
17	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 和歌山県内の地域DMOのうち希望する団体も対象とのことだが、「地域連携DMO」も含まれるか？	当連盟以外の参加を希望する6団体とは、現時点で、地域連携DMO（※）が1団体、地域DMOが5団体となっています。  ※令和7年3月25日の「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」の改正により、「地域連携DMO」という区分はなくなりました。そのため、「地域DMO」と表記していますが、現時点で希望する「地域DMO」のうち、1団体が「地域連携DMO」として登録されていた団体です（観光庁のHPで登録区分が「地域（地域連携）」と表記されている団体です）
18	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 参加地域DMOのサンプル回収目標数が2,250サンプルとのことだが、四半期毎の目標数はあるか？	四半期毎では750サンプルを目標とします。
19	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 現時点で参加地域DMOの見通しはあるか。もし参加地域DMOが現時点で確定していない場合、いつ頃確定する見込みか。	現時点では、6団体を想定しています。 現在最終の意向確認を行っておりますが、プロポーザル審査会において決定した契約候補者と仕様書を調整する時点において、参加を希望する地域DMOが確定していれば、改めて見積書を提出いただき、契約を締結することとなります。しかし、上述の時点において確定していない場合は、仕様書記載のとおり、6団体として、当連盟と契約を締結していただき、参加を希望する地域DMOが確定した段階において、改めて仕様書の協議を行い、変更契約を締結いただくこととなります。
20	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 『和歌山県内の地域DMOのうち希望するものに対して、希望に応じてそれぞれの地域のデータ分析・経済波及効果推計を行う。その場合、参加地域DMOに対して、フライヤーの配布等の協力を求めることができる。』とある。また仕様書P2の4. 委託業務内容、(2) アンケート調査、③フライヤーの配架・補充に『・参加地域DMOの配架場所の選定、配架、参加地域DMOが行う。』とある。受託者は参加地域DMOに対してどこまで協力を求めることができるのか。例えば、調査地点へ来訪した観光客に手渡しでフライヤーを配布するなどの作業を参加地域DMOに協力してもらうことは可能か。	調査段階において、参加地域DMOと協議を行い、例示の協力を求め当該地域DMOが協力することを否定するものではないが、提案段階においては、提案者独自でそれぞれ必要なサンプル数を回収できるような手法等の提案を期待しています。 仕様書「3 (1)」に記載の「調査員」を参加地域DMOの職員が担うようなことまでは想定していません。
21	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 参加地域DMOの目標数2,250サンプルについて、貴連盟が選定した10地点以上と参加地域DMOが選定する地点に相違または追加があるという認識でしょうか？例えば、貴連盟は白浜地区で白良浜を調査地点に選び、地域DMOが千畳敷を選んだ場合は貴連盟が指定する目標数に千畳敷のサンプル数は含まれないということか。	ご認識のとおりです。 ただし、当連盟と参加地域DMOの地点の考え方（広さ）の違いもあり、当連盟が「白浜」エリアを地点として選定した場合、白良浜と千畳敷のサンプルを合わせたものを当連盟のサンプル数とすることは可能と考えます。

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目		質問内容	回答
22	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 参加地域DMOとして考えられる団体を教示願う。また、参加地域DMOが希望する地点の想定数（1団体あたり）も教示願う。	参加地域DMOとして想定している団体については、地域DMOである（一社）和歌山市観光協会、（一社）高野町観光協会、（一社）南紀白浜観光協会、（一社）那智勝浦観光機構、（一社）紀州の環の5団体及び地域連携DMO（※）である（一社）高野山麓ツーリズムビューローの1団体、の合計6団体です。  ※令和7年3月25日のガイドライン改正により、「地域連携DMO」という登録区分がなくなっているため、すべて「地域DMO」となるが、当該DMOのマネジメント区域が単一の基礎自治体か複数の自治体かをわかりやすくするため、便宜的に「地域連携DMO」と表記している。  また、参加地域DMOそれぞれが設定する地点数は10地点以内です。
23	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 （説明会でも質問、念のため書面でも質問） 仮に、参加地域DMOが希望する分析・推計対象地域が、貴連盟が県下全域から選定した10地点に含まれていた場合、10地点に対して調査したデータから切り出して分析・推計を行うのか、それとも参加地域DMOが希望する地域に対して別途調査を行い分析・推計を実施するのか、どちらのイメージか。	前者と考えます。（No.16の回答と同様）
24	仕様書	3. (5)	地域DMOの参加・協力 （説明会でも質問、念のため書面でも質問） No.35の質問の関連として、参加地域DMOの回収数目標（1団体当たり2,250サンプル）は、県内全域来訪者調査のサンプル数（四半期ごとに各3,000サンプル、計9,000サンプル）に含まれるのか。また、1団体当たり2,250サンプルは、三期全体でのサンプル数という理解でよいか。	当連盟と参加地域DMOが指定する地点が同じである場合はご認識のとおりです。また、1団体当たり2,250サンプルは全体というご理解で問題ありません。
25	仕様書	4. (1)	おおまかなスケジュール フライヤーの発送・配架が6月、調査開始が7月とあるが、フライヤーを配架する県内観光施設・宿泊施設には、県観光連盟から事前に協力依頼（周知）を行っている（受託者側は決定した地点にフライヤーを発送するのみ）との認識で良いか。	フライヤーを配架する地点への協力依頼については、当連盟及び参加地域DMOで行います。また、フライヤーの発送については、受託者が当連盟及び参加地域DMOあてにまとめて発送いただければ、配架地点への送付・補充等は当連盟及び参加地域DMOで行います。ただ、サンプル数確保の観点から、配架状況の確認は行っていただき、必要に応じてフライヤーの増刷・配布をお願いします。配架状況の確認については、当連盟及び参加地域DMOで配架地点における状況は確認し随時補充を行っているため、受託者は、現地での配架状況の確認作業は不要ですが、一定間隔（1ヶ月毎）に当連盟及び参加地域DMOへの確認をお願いします。

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目		質問内容	回答
26	仕様書	4. (1)	おおまかなスケジュール 第4四半期（1月～3月）に実施したアンケート結果の納品スケジュールを教示願う。	令和9年1月から3月の四半期に実施したアンケート調査結果の納期は令和9年3月31日までです。3月31日をアンケートの終了時期としていますが、当四半期において必要なサンプル数を確保できるのであれば、3月31日までアンケート調査を実施し続ける必要はありません。（No.40の回答と同様）
27	仕様書	4. (2)	アンケート調査 例年和歌山県が実施している「和歌山県観光客動態調査」とどのような関係にあるのか。（3）「経済波及効果の推計」の箇所に「県で実施している観光動態調査のデータ等を用いて」とあるが、これは令和8年度の和歌山県観光客動態調査が本業務における「アンケート調査」と独立に実施され、そのデータが和歌山県または貴団体から随時提供されると解釈してよろしいか。また、観光客動態調査の調査項目をご教示いただきたい。	このアンケート調査は和歌山県観光客動態調査とは関係なく、独立して実施するものです。 観光消費額を算定するためには、この「アンケート調査」の結果のみでは算定できないので、この「アンケート調査」に基づく消費単価と「和歌山県観光客動態調査」の入込客数を用いて観光消費額を算定していただくことを想定しています。 「和歌山県観光客動態調査」は、調査期間は暦年（1月～12月）であり、とりまとめ結果については、和歌山県からの提供状況によりますが、令和9年3月頃に入込客数のデータを提供できる見込みです。 なお、「和歌山県観光客動態調査」の調査項目については、和歌山県ホームページで公表されているので、そちらをご覧ください。 <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/doutai2.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/doutai2.html</a>
28	仕様書	4. (2)	アンケート調査 ③「フライヤーの配架・補充」は配架場所との交渉も事業者が実施するのか。それとも、貴団体に関する調査の場合は貴団体、参加地域DMOに関する調査は当該DMOが行うのか。	仕様書記載の通り、「フライヤーの配架場所の選定・配架・補充」は、当連盟及び参加地域DMOが行います。また配架場所との調整（交渉）についても、当連盟及び参加地域DMOが行います。
29	仕様書	4. (2)	アンケート調査 参加地域DMOの設定する独自KPIはすでに確定しているのか。それとも、独自KPIの提案も含めて事業者の提案が期待されているのか。	現時点では独自KPIは確定していません。 参加地域DMOが決定したのち、当連盟において、参加地域DMOと協議を行い、設定する独自のKPIを確定したうえで、契約候補者と最終仕様書について協議を行い、契約を締結することを予定していますが、参加地域DMOの決定が遅れた場合は、まずは、当連盟と契約を締結し、その後、受託者と当連盟及び参加地域DMOの3者での協議により当該地域DMOの独自KPIについて決定することもあり得ます。その際、受託者として当該地域DMOへの提案を妨げるものではありません。 そのため、プロポーザルの提案時においては、事業者の提案は不要です。
30	仕様書	4. (2)	アンケート調査 調査結果の集計について、「毎月Webフォームにより得られたサンプル数を集計し、県観光連盟及び参加地域DMOに報告する」と記載があるが、報告書形式での報告を想定しているのか。あるいは対面やWeb会議の形式での報告を想定しているのか？	報告書形式での報告を想定しています。（形式は不問）

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目		質問内容	回答
31	仕様書	4. (2)	アンケート調査 「①Webフォームの作成」について、アンケートの想定設問数を教示願う。	観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領」記載の項目を基本に、契約候補者と当連盟及び参加地域DMOとの協議により決定します。
32	仕様書	4. (2)	アンケート調査 「②フライヤーの作成・発送」について、フライヤーのデザインは受託者に一任される想定か、それともデザイン決定に貴連盟との協議が必要か。また、フライヤーに掲載するロゴ等の素材の支給はあるか。	受託者よりデザインの提案を受け、当連盟及び参加地域DMOとの協議により決定します。ロゴや写真等の素材提供は可能です。
33	仕様書	4. (2)	アンケート調査 「③フライヤーの配架・補充」について、フライヤーの配布方法について、想定する内容を教示願う。 (例：フライヤーは設置のみか、設置施設から観光客への声掛け・案内まで行う想定か 等) また、以下についても併せて教示願う。 ・配布予定数量 ・配布(設置)予定の施設数	原則として設置(配架)のみ。設置施設からの声かけ等の協力は想定していません。 配布予定数は、取得サンプル数を満たすために必要な部数とします。配架状況を確認した際、増刷が必要となる場合があります。配布予定の施設(地点)数については、当連盟は10地点程度、参加地域DMOは10地点以内。
34	仕様書	4. (2)	アンケート調査 「③フライヤーの配架・補充」について、受託者からのフライヤー配送先は、貴連盟と参加地域DMO(6団体想定)の計7か所想定でよいか。	ご認識のとおりで問題ありません。
35	仕様書	4. (2)	アンケート調査 「⑥調査手法の補完」について、調査手法の補完として、位置情報を活用し、調査地点を実際に訪問した対象者に対してインターネットアンケート調査を実施する手法を用いることは可能か。	訪問した地点としての回答を得られるのであれば、提案することは問題ない。 (旅ナカでアンケートを認知し、その場もしくは近接する日時で回答することを想定しており、旅アトに過去を振り返るようなアンケートとならないよう配慮は必要)
36	仕様書	4. (3)	経済波及効果の推計 省庁や県で公開されている産業連関表以外に、地域DMOの担当地域(単一の市町村またはこれらの組み合わせ)に合わせた産業連関表を作成する計算するという認識で間違いはないか。	仕様書記載のとおり、省庁や県で公開している産業連関表を用いて経済波及効果を算定していただくことを想定しているが、「分析の高度化や精度向上に資する追加的な分析手法について、有効な提案がある場合はこれを妨げない」としています。そのため、地域DMOの担当地域に合わせた産業連関表を作成し、経済波及効果を計算していただくことを妨げるものではありません。 なお、「観光地域づくり法人(DMO)によるKGI・KPI計測に係る手引書 ver1.0」の「6.3 経済波及効果の具体的な算出方法」をご覧ください。
37	仕様書	4. (3)	アンケート調査 経済波及効果の推計について、経済産業省が公開している「地域間産業連関表」(株式会社価値総合研究所受託作成)の存在を確認できないのですが、どちらの統計表を想定しているのか。経産省が公表している地域間表は平成17年のもので古く同社が受託して作成していないものとするか。	令和8年3月30日に令和2年和歌山県産業連関表が公表されていますので、基本的に「和歌山県産業連関表」を使用して経済波及効果を算出ください。 なお、仕様書に記載の通り、分析の高度化や精度向上に資する追加的な分析手法について、有効な提案を妨げるものではありません。

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目		質問内容	回答
38	仕様書	4. (3)	経済波及効果の推計 「県で実施している観光動態調査」とは「和歌山県観光統計データver. 2.0」か。 <a href="https://wakayama-tourismdatabase.jp/">https://wakayama-tourismdatabase.jp/</a> 異なる場合は、データ形式はどのようなものか。また、どのタイミングで提供されるのか。	「県で実施している観光動態調査」とは、「和歌山県観光客動態調査」を指します。データ形式として、Excel形式で、提供する時期としては、和歌山県からの提供状況によりますが、令和9年3月頃の見込みです。
39	仕様書	4. (3)	経済波及効果の推計 本業務で実施する観光客調査と観光動態調査の設問内容は重複しない想定か。	和歌山県観光客動態調査については、和歌山県HPで項目等をご確認ください。 基本的に、和歌山県観光客動態調査で公表される入込客数を活用して経済波及効果を算定するものと考えています。そのため、本業務で実施する観光客調査と重複する設問はないと想定しています。
40	仕様書	4. (4)	報告と成果物納品 成果物の提出期限が令和9年3月31日となっているが、一方で(2)「アンケート調査」ではアンケートの終了時期が令和9年3月31日となっている。これについて、例えば提出期限の●営業日前までのデータで一度納品を行い、その後アンケート終了日までのアンケート結果を別途4月1日以降に納品するといった対応は可能か。	報告書の提出については、3月31日を厳守としていますので、4月1日以降に報告書・データの提出(納品)は認められません。 そのため、3月31日をアンケートの終了時期としています。令和9年1月から3月の四半期において必要なサンプル数を確保できるのであれば、3月31日までアンケート調査を実施し続ける必要はありません。
41	仕様書	4. (4)	報告と成果物納品 ①報告書の作成に『・参加地域DMOの報告書(A4版カラー、約80ページ)についても、同様の方法で作成する』とあるが、これは貴連盟へ提出する最終報告書に加え、参加した各地域DMOごとに報告書を作成するという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
42	仕様書	4. (4)	報告と成果物納品 ③中間報告に『・受託者は、四半期ごとに調査結果の中間分析を実施し、観光動向の速報値として県観光連盟及び参加地域DMOに報告するものとする』とあるが、対象となる四半期の調査終了日から、中間報告を行うまでのスケジュールはどのように想定しているのか。例)1か月以内など また関連して、仕様書P2の4. 委託業務内容、(2)アンケート調査、④アンケートの開始・終了時期に『・アンケートは、令和9年3月31日まで実施する。』とあるが、第4四半期の速報値を令和9年3月31日までに報告するために、第4四半期の途中までの調査の内容で報告してもよいか。	中間報告のスケジュールは特に定めていませんが、可能な限り速やかなご報告を期待します。 なお、第4四半期の速報及び全体の報告については、令和9年3月31日の提出を厳守としています。そのため、規定のサンプル数を確保できていれば、第4四半期の途中までの調査結果で作成いただいて構いません。
43	仕様書	4. (4)	報告と成果物納品 「①報告書の作成」について、「『(2)アンケート調査』、『(3)経済波及効果の推計』の結果をそれぞれ分析した報告書(A4版カラー、100~150ページ程度)」、「報告書(Microsoft Word形式)」と記載があるが、同一の報告書を指しているという理解でよいか。(A4版カラー、100~150ページ程度、Word形式という理解)	ご認識のとおりです。

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託にかかるプロポーザルに係る質問及び回答

No.	項目			質問内容	回答
44	仕様書	4. (4)	報告と成果物納品	「①報告書の作成」について、聴取設問に自由回答が含まれる場合、インバウンドの方の回答については調査結果の納品時に翻訳をして納品する必要があるか。それとも各言語のままの納品で問題ないか。	分析するためには、日本語に翻訳する必要があると認識しています。 そのため、母国語（回答者の言語）及び翻訳した日本語での納品をお願いします。
45	仕様書	5	見積書の作成	『また、参加地域DMO分については、参加数は6団体と仮定して作成すること。』とあるが、貴連盟にて想定している地域DMOを教示願う。	No.22の回答と同様